

資料 記入例(自重計修理事業者用)

届出修理事業者報告書の記入要領(事業区分:自重計)

届出修理事業者報告書

(A) 令和 xx 年 4 月 15 日

東京都知事 殿

(B) 報告者 住所 東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 東京xx計量株式会社
代表取締役 △△ △△
(報告者 〇〇工場長 △△ △△)

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

令和 年度	事業の 区分	(C) 自重計	届出の 年月日	(D) 平成 5年 11月 1日	整理 番号	空欄 のまま
事業所名及び所在地		(E) 東京xx計量(株)〇〇工場 〇〇区〇〇1-2-3		※事業所を2以上有する場合は (H)欄に記入してください。		
(F) 特定計量器の種類		(G) 修理個数	(H) 事業所別内訳 (事業所を2以上有する場合に限る。)			
			事業所名(所在地も記入する)		修理個数	
自重計		50	①			
			②			
			③			
			④			
			⑤			
			⑥			

備考
1. 報告書は、当該年度終了後30日を経過する日までに提出して下さい。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。表計算・ワープロソフトを使用して報告書を作成いただいても差し支えありません。事業所の記入欄が足りない場合は、この用紙を複写したもの又は別紙により作成して下さい。

修理事業に関する問合せ先(部署名が長い場合には書類が郵送できる範囲での省略名称として下さい。)

部署名・担当者名	(I) 〇〇工場 △△ △△		
郵便番号 住所	〒xxx-xxxx 〇〇区〇〇1-2-3		
電話番号	03-xxxx-xxxx	FAX番号	03-xxxx-xxxx

項目	内容
A 報告日	◆この報告書の提出日を記入して下さい。
B 報告者	◆修理事業の届出者を記入して下さい。住所は事業届出住所(登記上の本店住所)を記載して下さい。 ◆責任者や工場長等による報告をされる場合は、届出者(氏名・名称・法人の場合は代表者の氏名)の下に報告者名(「報告者 〇〇工場長 △△ △△」等)を記入して下さい。
C 事業の区分	◆届出の事業区分を記入して下さい。(「資料3」の「事業区分」欄の名称(資料3記載の略称でも可)) ◆複数の事業区分を届出されている場合であっても、同じ報告書により作成して差し支えありません。 この場合、特定計量器の種類欄の記載順序は、資料3の「事業区分」に合わせて下さい。(「F 特定計量器の種類」の説明欄を参考)
D 届出の年月日	◆修理事業を届け出た日付(東京都計量検定所が届出を受け付けた日付)を記入して下さい。 ※この欄は、報告書の提出日ではありませんので、ご注意ください。 ◆平成5年10月31日以前(登録制度時(旧法))から引き続いて事業をしている事業者の方は「平成5年11月1日」を記入して下さい。
E 事業所名・事業所の所在地	◆東京都に修理事業の届出をしている事業所の名称と所在地を記入して下さい。 ◆届出の事業所の数が1の場合には、この欄に事業所名とその所在地を記入して下さい。 ※「事業所名」と「所在地」が届出者と同じ場合には、「届出者と同じ」としても差し支えありません。 ◆東京都に2以上の事業所が所在している場合は「下記のとおり」と記入し、Hの「事業所別内訳」の欄に事業所名とその所在地を記入して下さい。
F 特定計量器の種類	◆修理を「行った」又は「行うことができる」特定計量器の種類を記入して下さい。修理実績がない場合でも種類を記入して下さい。 ◆特定計量器の種類は「資料3」の「特定計量器の種類」欄の名称を記入して下さい。 ※複数の事業区分を同一の報告書で作成する場合は、事業区分毎に特定計量器の種類を記入する等の配慮をお願いします。
G 修理個数	◆「F 特定計量器の種類」別に東京都に届出している事業所で修理した個数を記入して下さい。 ※修理実績がない場合には、修理を行うことができる特定計量器の種類の実績欄に「0」を記入して下さい。 ★修理個数について ※施行規則第10条第1項の「軽微な修理」は含めなくて下さい。 ※施行規則第11条第1項の「簡易修理」は含めて下さい。 ※(製造事業も届け出ている場合)法第46条のただし書きによる修理(法第40条第1項の規定による届出に係る特定計量器の修理)は届出製造事業者報告書にて報告をお願いします。
H 事業所別内訳 (事業所を2以上有する場合)	◆事業所名とその所在地及び修理個数を記入して下さい。 ◆この用紙上に名称及び所在地が記入できない場合は、別紙に事業所名称と所在地及び修理個数(種類別)を記入下さい。(様式自由) ※修理個数は「特定計量の種類別(丸数字)」に記入して下さい。(1種類の場合は丸数字の省略可)
I 修理事業に関する問合せ先	◆この報告書や届出内容、立入検査をする際の連絡先、書面の送付先を記入して下さい。 ◆内容により問合せ先が異なる場合には別紙や欄外の記入でも差し支えありません。 ◆製造事業も届け出ている場合で、問合せ先が製造事業と同じ場合には「製造事業と同じ」として差し支えありません。